

別表

1 保有個人情報の写しの作成に要する費用

| 交付する媒体の種別 | | 規 格 | 単 位 | 金 額 |
|---------------------|------|-----------------------------------|----------|---------|
| 用 紙 | モノクロ | 日本産業規格 A 列 3 番又は A 列 4 番 | 1 枚 (片面) | 1 0 円 |
| | カラー | 日本産業規格 A 列 3 番又は A 列 4 番 | 1 枚 (片面) | 3 0 円 |
| 写真フィルム (印画紙に印画したもの) | | 縦89mm、横127mmのもの | 1 枚 | 3 0 円 |
| スライド (印画紙に印画したもの) | | 縦89mm、横127mmのもの | 1 枚 | 8 0 円 |
| CD-R | | 日本産業規格 X 6281に適合する記録容量700メガバイトのもの | 1 枚 | 7 0 円 |
| DVD-R | | 日本産業規格 X 6241に適合する記録容量4.7ギガバイトのもの | 1 枚 | 1 2 0 円 |
| 録音カセットテープ | | 日本産業規格 C 5568に適合する記録時間120分のもの | 1 巻 | 1 7 0 円 |
| ビデオカセットテープ | | 日本産業規格 C 5581に適合する記録時間120分のもの | 1 巻 | 1 7 0 円 |

2 保有個人情報の写しの送付に要する費用

郵送料

備考

- この表の規格に合致するCD-R、DVD-R、録音カセットテープ及びビデオカセットテープ (以下「CD-R等」という。) であり、かつ当該CD-R等が複写を行う専用機器本体及びその内蔵するデータ等に障害を与えるおそれがない場合には、開示請求者が持参するCD-R等による写しの交付もできることとする。
- CD-R又はDVD-Rに複写したものを交付する場合、ファイル形式等は変更しないものとする。ただし、容易に対応できる場合には開示請求者の指定する形式等に変更することができる。
- この表に定める写しの作成に要する費用の額は、物価の変動等の諸事情により、変更することがある。